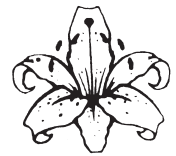


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成24年5月29日（火曜日）

定期第 2382 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	○公告	
○規則		土地改良区役員就任届出（県西地域県政総合センター）	375
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（環境農政・地球温暖化対策課）	373	既存の大規模小売店舗の変更の届出の概要（商工労働・商業流通課）	375
○告示		開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	376
神奈川県県税条例施行規則による不動産取得税の減免対象不動産の指定の一部改正（政策・課税課）	374	○入札公告	
保安林の指定の解除（県西地域県政総合センター）	374	一般競争入札の実施（安全防災・総務課）	376
建築基準法による道路の位置の指定（県土整備・建築指導課）	375	特定調達契約に係る一般競争入札の実施（県土整備・経理課）	377
青少年保護育成条例による有害興行の指定（県民・青少年課）	375	落札者等の公告（企業・寒川浄水場）	381
		落札者等の公告（企業・谷ヶ原浄水場）	381

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川規則第70号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項、第4項第2号、第5項並びに第7項第2号及び第6号中「すべて」を「全て」に改め、同条第16項を第17項とし、同条第15項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項第1号及び第2号エ中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「第10項」を「第11項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 条例第11条第3項ただし書（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更とする。

第4条第2項第3号、第5号及び第6号中「すべて」を「全て」に改め、同条第4項第3号中「第11項、第12項」を「第12項、第13項」に、「第13項」を「第14項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第4号中「すべて」を「全て」に改め、同項第6号中

「前条第10項」を「前条第11項」に改める。

第5条第3項第2号、第5号及び第6号中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項第2号中「第3条第11項、第12項」を「第3条第12項、第13項」に、「第13項」を「第14項」に、「第14項」を「第15項」に、「第3条第10項」を「第3条第11項」に改め、同項第3号及び第4号中「すべて」を「全て」に改め、同項第6号中「第3条第10項」を「第3条第11項」に改める。

第6条第1項第4号中「第3条第11項から第13項まで並びに第14項第1号」を「第3条第12項から第14項まで並びに第15項第1号」に改め、同条第2項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「第3条第11項、第12項」を「第3条第12項、第13項」に、「第13項」を「第14項」に、「すべて」を「全て」に、「第14項第3号」を「第15項第3号」に改め、同条第3項第4号中「第3条第11項、第12項」を「第3条第12項、第13項」に、「第13項」を「第14項」に、「第14項第3号」を「第15項第3号」に改める。

第8条中「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に改める。

第10条中「2,000平方メートル」を「300平方メートル」に改める。第11条に次の1項を加える。

4 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更
 - (2) 条例第19条第1項第4号に掲げる事項の変更であって、同項第5号に掲げる事項の変更を伴わないもの
 - (3) その他知事が定める軽微な変更
- 第13条第1項中「次項」を「第3項」に改める。

第15条中「いずれかに該当し、かつ、販売価格又は賃料及び間取りが表示されている」を「いずれにも該当する」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して3年を経過していない特定建築物に係る広告であること。
- (2) 販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告であること。
- (3) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する広告（広告に係る面積が62,370平方ミリメートル以下であるものを除く。）であること。
 - イ 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録その他これらに類するものによる広告であること。
 - ウ インターネットの利用による広告であること。

第21条に次の1項を加える。

4 条例第35条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第34条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更
- (2) その他知事が定める軽微な変更

第5号様式（第2面）中「すべて」を「全て」に改め、同様式（第3面）中「すべて」を「全て」に、「対象自動車」を「自動車」に改める。

第7号様式（第2面）中「すべて」を「全て」に改め、同様式（第3面）中「すべて」を「全て」に、「原単位換算排出量」を「排出量原単位」に改め、同様式（第7面）中「原単位換算排出量」を「排出量原単位」に改める。

第8号様式（第2面）中「すべて」を「全て」に改め、同様式（第3面）中「すべて」を「全て」に、「原単位換算排出量」を「排出量原単位」に改める。

第14号様式中「同条第12項」を「同条第1項」に、「特定建築主」を「計画書提出建築主」に改める。

第15号様式中「特定建築主」を「計画書提出建築主」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第14号様式及び第15号様式の改正規定並びに附則第4項の規定は公布の日から、第8条及び第10条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条及び第10条の規定は、平成24年10月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。

3 平成24年10月1日から同月22日までの間に確認申請又は計画

通知をしようとする建築物に係る第9条第2項の規定の適用については、同項中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の21日前の日」とあるのは、「平成24年10月1日」とする。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第348号

神奈川県県税条例施行規則による不動産取得税の減免対象不動産の指定（平成14年神奈川県告示第708号）の一部を次のように改正する。

平成24年 5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表に次のように加える。

129	横須賀市浦郷町3丁目及び5丁目並びに夏島町の各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（追浜地区）区域図」に示す部分）	平成24年4月5日から同年8月31日まで
130	横須賀市浦郷町1丁目、船越町1丁目及び7丁目並びに田浦港町の各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（田浦地区）区域図」に示す部分）	同
131	横須賀市長浦町1丁目、楠ヶ浦町、泊町及び箱崎町の各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（泊・楠ヶ浦地区）区域図」に示す部分）	同
132	横須賀市東浦賀1丁目及び2丁目、西浦賀4丁目並びに浦賀4丁目の各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（浦賀地区）区域図」に示す部分）	同
133	横須賀市吉井1丁目、佐原2丁目、森崎1丁目、池田町4丁目、内川1丁目及び2丁目、久里浜1丁目並びに舟倉2丁目の各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（久里浜工業団地地区）区域図」に示す部分）	同
134	横須賀市長瀬1丁目から3丁目までの各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（長瀬地区）区域図」に示す部分）	同
135	横須賀市久里浜7丁目から9丁目まで及び神明町の各一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（久里浜港周辺地区）区域図」に示す部分）	同
136	横須賀市長坂2丁目の一部の区域（別図「横須賀市内工業系地域（西地区）区域図」に示す部分）	同
137	相模原市緑区長竹の一部の区域（別図「相模原市内誘致地域（金原地区）区域図」に示す部分）	平成24年4月18日から同年8月31日まで

神奈川県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年 5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除に係る保安林の所在場所

小田原市前川字坊山1,562の1、1,576のイの1、1,576のイの

4

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

神奈川県告示第350号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、神奈川県横須賀土木事務所において縦覧に供する。

平成24年 5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	指定番号	指定した道路の位置	幅員	延長	申請者
平成24年 5月 2日	第 H 23 指 道 須土00006号	三浦郡葉山町堀内字葉山626の1	メートル 4.00 4.00	メートル 26.81 6.00	福友産業株式会社 代表取締役 沼上 登

神奈川県告示第351号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

平成24年 5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の種類	題 名	製作会社
映 画	発情学園 やりたい年頃（改題）	上 田 組
	セクシー変化 たまらない生尻	渡辺（元）組
	究極尻美人 抜かないで（改題）	浜 野 組
	痴漢体験 くわえる股ぐら（改題）	浜 野 組
	お色気女将 みだら開き	竹 洞 組
	おんな浮世絵師	藤 原 組
	理髪店の奥さん 息子愛撫（改題）	木 村 組
	やらせるナース 在宅濡れ治療（改題）	深 町 組
	さみしい未亡人 なぐさめの悶え	荒 木 組
	初夜の前日 他の男に抱かれる花嫁（改題）	池 島 組
	愛獣性戯 喰い尽くす（改題）	旦 々 舎
	夏の愛人 おいしい男の作り方	工 藤 組

小田原市沖久保土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出がありました。

平成24年 5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	小田原市上町117番地	川 本 純 平
同	同 659番地	山 本 正
同	同 108番地	石 塚 幹 博
同	同 688番地	大 塔 信 幸
同	同 205番地	眞 壁 一 夫
監 事	小田原市羽根尾573番地	天 野 福 夫
同	小田原市上町711番地	沼 田 和 也

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県商工労働局産業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成24年5月29日から同年10月1日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成24年5月29日から同年10月1日までに知事に意見書を提出できます。

平成24年 5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

小田急電鉄株式会社

東京都渋谷区代々木2-28の12

公 告

代表取締役 山木 利満 ほか1者

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
本厚木駅ビル
厚木市泉町1 ほか

3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変 更 前	変 更 後
開店時刻	午前10時 (一部午前8時30分)	午前10時 (一部午前5時及び午前8時30分)
閉店時刻	午後9時	午後9時 (一部午前1時)

4 変更する年月日
平成24年3月1日

5 届出年月日
平成24年2月29日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成24年5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市東富岡字堰場779の3の一部	
開発区域の面積	152.05平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市東富岡779の3	
開発許可を受けた者の氏名	中和 康正 中和 佐知子	
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成24年2月10日 (平成24年4月17日)	平土第610128号 平土第610003号

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市門沢橋6-403の1の一部ほか2筆の各一部及び6-403の5	
開発区域の面積	424.34平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	海老名市門沢橋6-13の15	
開発許可を受けた者の氏名	神部 廣志	
開発許可年月日及び許可番号	平成23年10月12日	厚土東第610077号

3

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原中央4-4,517の1ほか7筆及び4-4,517の4の一部ほか6筆の各一部	
開発区域の面積	975.09平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	東京都町田市成瀬が丘2-23の5	
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アイベック 代表取締役 近藤 秀樹	
開発許可年月日及び許可番号	平成24年2月9日	厚土東第610114号

4

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町倉見1,299の4ほか1筆及び1,302の1の一部	
開発区域の面積	1,161.29平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町倉見787	
開発許可を受けた者の氏名	藤澤 功	
開発許可年月日及び許可番号	平成23年12月7日	平土第610104号

5

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字深町1,926の7	
開発区域の面積	285.27平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡大井町金子1,930	
開発許可を受けた者の氏名	杉山 千華	
開発許可年月日及び許可番号	平成24年2月28日	松土第610041号

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付けを行います。

平成24年5月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 入札内容

(1) 件名

自動販売機設置場所の貸付け(神奈川県総合防災センター ほか1施設)

(2) 貸付期間

平成24年7月1日から平成26年3月31日まで

(3) 施設の所在等

ア 神奈川県総合防災センター

所在地 厚木市下津古久280

設置場所 防災管理棟2階ギャラリー

種類 飲料類

貸付面積 計3平方メートル

設置台数 計2台

イ 神奈川県温泉地学研究所

所在地 小田原市入生田586

設置場所 1階展示ホール

種類 飲料類

貸付面積 1.33平方メートル

設置台数 1台

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上

上営んでいない者

- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に事業所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 入札及び開札の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年 6 月18日(月) 午後 3 時	横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁第二分庁舎 6 階臨時記者室

4 入札説明書の配布の日時及び場所

- (1) 配布の日時
平成24年 5 月29日(火)から同年 6 月 8 日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 配布の場所
神奈川県庁第二分庁舎 5 階 神奈川県安全防災局危機管理部総務課

5 入札保証金

免除

6 入札の無効

入札に参加することができない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。

7 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札書に記載してください。

なお、入札金額の100分の105に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

8 問い合わせ先

横浜市中区日本大通 1 神奈川県安全防災局危機管理部総務課総務経理グループ 電話 (045) 210-3414

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成24年 5 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号
県土経 1-1
- (2) 工事名
一般国道129号戸田交差点立体交差工事
- (3) 工事の場所
一般国道129号 厚木市戸田地内
- (4) 工事の概要
工事延長 500m

- 本土工 場所打擁壁工 314.5m
- 場所打函渠工 185.5m
- 仮設工 地中連続壁工(壁式) 1式
- 地中連続壁工(柱列式) 1式
- 鋼矢板工 1式

道路工 車道舗装工 1式

- (5) 工種
土木一式工事

- (6) 完成期限
平成28年 3 月15日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とし、必要な資格は次のとおりとします。

(1) 共同企業体の要件

共同企業体の要件は、次のとおりとします。

- ア 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、3者とします。
- イ 構成員の組合せは、2の(2)のイで定める代表構成員(以下「代表構成員」という。)、2の(2)のウで定める構成員①(以下「構成員①」という。)及び2の(2)のエで定める構成員②(以下「構成員②」という。)の要件をそれぞれ満たす者の組合せとします。

ウ 共同企業体の結成方法

- (7) 共同企業体の結成方法は、2の(2)で定める構成員の要件を満たす者の自主結成方式とします。
- (4) いずれの構成員も、当該工事に係る入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員になることはできません。
- (5) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は構成員になることはできません。

エ 構成員の出資比率

- (7) 代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の総出資額の10分の5以内で、かつ、構成員①及び構成員②の出資比率以上であることとします。
- (4) 構成員①の出資比率は、当該共同企業体の総出資額の10分の3以上であることとします。
- (5) 構成員②の出資比率は、当該共同企業体の総出資額の10分の2以上であることとします。

(2) 構成員の要件

構成員の要件は、次のとおりとします。

ア 各構成員に共通する事項

- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県土木一式工事の請負に係る競争入札参加資格を有することについて知事の認定を受けた者及びその者の営業を継承したと認められる者であること。
- (5) 神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 1の(5)について、入札日の1年7月前の日の直後の営

業年度終了の日以後に、建設業法第27条の23第1項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受け、その結果の通知(以下「経営事項審査結果通知」という。)を受けた者であること。

(f) 建設業法別表第1に掲げる土木一式工事に係る主任技術者又は監理技術者で次の要件を満たす者を施工現場に専任で各構成員ごとに配置できる者であること。ただし、工事に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合は、当該工場製作のみが稼働している期間は、専任である必要はありません。

a 入札参加資格確認申請の日の前日において3月以上継続して雇用されている者で営業所の専任技術者でないものであること。

b 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(g) 2の(2)のイの(4)の主任技術者又は監理技術者について、構成員のうちいずれか1者が、平成14年4月1日以降に、元請として完成及び引渡し完了した工事で次の要件のいずれも満たす同種工事(同一の工事であることを要しない。)に従事した経験を有する者を配置できる者であること。ただし、主任技術者又は監理技術者としての経験は、当該工事における出資比率が10分の2以上であったものに限り、かつ、

a 構造物内幅10m以上の道路のボックスカルバート工事であること。

b 土留め工法による工事であること。

c 路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

d 地中連続壁工事であること。

(h) 構成員のうちいずれか1者が、経営事項審査結果通知(等級格付(総合点数)の基礎となったもの又はその後の最新の有効なものとする。)の完成工事高の「2年(又は3年)平均」が1億円以上あること。

(i) 2の(4)のイで定める入札参加資格の確認基準日前2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

(j) 2の(4)のイで定める入札参加資格の確認基準日前6月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

(k) 2の(4)のイで定める入札参加資格の確認基準日において、債務不履行があり、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

(l) 2の(4)のイで定める入札参加資格の確認基準日において、事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(m) 退職一時金制度を導入している者(経営事項審査の対象であるものに限る。)又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者であること。

イ 代表構成員

(1) 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(2) 土木一式工事の最新の有効な経営事項審査結果通知の総合評定値が1,200点以上の者で、構成員中最高の値のものであること。

(3) 平成14年4月1日以降に、元請として完成及び引渡し完了した工事で次の要件をいずれも満たす同種工事(同一の工事であることを要しない。)の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、当該工事における出資比率が10分の2以上であったものに限り、かつ、

a 構造物内幅10m以上の道路のボックスカルバート工事であること。

b 土留め工法による開削深度が9m以上であること。

c 路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

d 地中連続壁工事であること。

ウ 構成員①

(1) 土木一式工事の最新の有効な経営事項審査結果通知の総合評定値が1,050点以上の者であること。

(2) 平成14年4月1日以降に、元請として完成及び引渡し完了した工事で2の(2)のイの(4)のaからdまでのいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、当該工事における出資比率が10分の2以上であったものに限り、かつ、

エ 構成員②

土木一式工事の最新の有効な経営事項審査結果通知の総合評定値が910点以上の者であること。

(3) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の入札への参加
この入札に参加を希望する構成員のうち2の(2)のイの(4)に該当しない者は、次により資格認定を申請することができます。

ア 資格認定に関する問い合わせ先

神奈川県県土整備局総務部建設業課建設業審査グループ
(横浜市中区本町2-22 日本生命横浜本町ビル4階 電話(045)210-1111 内線6343)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システムの資格申請システム(UR L <http://hyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)のW T Oの申請メニューにより競争入札参加資格認定申請手続を行うとと

もに、申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請・共同受付窓口（郵便番号231-0005 横浜市中区本町2-22 日本生命横浜本町ビル4階）へ提出してください。

ウ 申請期限

平成24年6月20日(水)午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

(4) 入札参加資格の確認

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書において示す付属書類（以下「確認申請書等」という。）を知事に提出し、入札参加資格を有することについての確認を受けることを要します。

ア 確認申請書等の受付期間、場所及び方法

平成24年5月29日(火)から同年6月13日(水)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の(1)の場所へ持参してください。送付又は電送されたものは受け付けません。

イ 入札参加資格の確認基準日

平成24年6月13日(水)

ウ 入札参加資格の確認通知は、平成24年6月22日(金)に発送します。

(5) 入札参加資格を有するとの確認を受けた共同企業体が、入札日において2の(1)で定める共同企業体の要件及び2の(2)で定める構成員の要件のうち、一つでも満たさない場合は、入札に参加することはできません。

また、構成員が、入札参加資格の確認基準日から入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した場合は、入札に参加することはできません。

ただし、入札参加資格の確認基準日後に代表構成員以外の構成員が指名停止措置を受けた場合又は不渡手形若しくは不渡小切手を出した場合は、当該構成員以外の構成員は、平成24年7月9日(月)までの間に限り、構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、入札参加資格を有することについての確認を受けることができます。

3 入札説明書、契約条項等に関する事項

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項及び入札工事に関する設計図書（以下「設計図書」という。）の閲覧場所、確認申請書等の提出場所、郵便による場合の入札書の提出先、事務を担当する所属等

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県県土整備局総務部経理課入札制度グループ（神奈川県庁新庁舎10階） 電話 (045) 210-6094

(2) 入札説明書の交付の期間、時間、場所及び方法

平成24年5月29日(火)から同年6月13日(水)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに3の(1)の場所で直接交付を受けるか、かながわ電子入札共同システムの入札情報サービスシステム (<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) からダウンロードして入手することができます。

(3) 設計図書の閲覧期間及び時間

平成24年5月29日(火)から同年7月19日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(4) 設計図書は、希望者に別途、有償にて頒布します。

(5) 入札参加資格を有するとの確認を受けた者で、当該設計図書に質問があるものは、平成24年6月22日(金)の午前9時から同年7月2日(月)の午後5時までに所定の様式を電子メールにより送信し、又は同年6月22日(金)から同年7月2日(月)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに3の(1)の場所へ持参してください（詳細は、入札説明書によります。）。

質問に対する回答は、平成24年7月10日(火)に電子メールにより送信し、及び同日から同月19日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の(1)の場所で閲覧に供します。

4 入札方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年7月20日(金)午前10時 神奈川県厚木南合同庁舎2階2A会議室（厚木市田村町2の28）

(2) 郵便による入札の受領期限、提出場所及び提出方法

平成24年7月18日(水)必着とします。3の(1)の場所へ郵便書留により送付してください。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することを要します。

(4) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行います。

再度入札の回数は、1回とします。

(5) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（本工事費内訳書、内訳書及び下位内訳書をいう。以下同じ。）の提出を要します。工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができません。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがあります。

この入札において、当該契約の内容に適合した履行がな

れないおそれがあるか否かの判断に当たっては、神奈川県財務規則第43条第1項の規定による低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定します。低入札価格調査制度は、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合に、神奈川県財務規則第43条第2項に基づき調査し、落札者を決定する制度です。

なお、この入札はスクラップ評価額を積算に含めますので、調査基準価格の算定式については、政府調達対象工事低入札価格調査取扱要領 (<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/171064.doc>) 及び設計図書のうち積算諸条件調書をご覧ください。

(7) 低入札価格調査等の実施の日程、場所、方法等

低入札価格調査は、平成24年7月23日(月)に神奈川県広域幹線道路事務所において実施します(詳細は、開札時に連絡します)。その際に、次の表に記載する書類を提出するとともに、聞き取り調査に応じなければなりません。

書類が提出されない場合又は聞き取り調査に応じず、若しくは協力しない場合は、失格となります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者と契約した場合は、工事中及び工事完了後、施工体制台帳の内容、品質確保体制及び安全衛生管理体制等について、随時、資料の提出及び調査を実施します(詳細は、設計図書のうち特記仕様書をご覧ください)。

- | |
|--|
| ① 入札価格の積算内訳 |
| ② 本件対象工事付近の手持ち工事の状況 |
| ③ 本件対象工事に関連する手持ち工事の状況 |
| ④ 本件対象工事箇所と入札者の事業所及び倉庫等の地理的条件 |
| ⑤ 手持ち資材の状況 |
| ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係 |
| ⑦ 資材、廃棄物等の搬出先及び処理体制 |
| ⑧ 手持ち機械の状況 |
| ⑨ 労務者の具体的供給見通し |
| ⑩ 配置予定技術者の氏名、資格及び工事経歴(同種工事を優先的に記載) |
| ⑪ 下請契約予定者名及び同契約予定額 |
| ⑫ 品質確保体制(品質管理のための人員体制、品質管理計画及び出来形管理計画) |
| ⑬ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等、点検計画、仮設置計画及び交通誘導員設置計画) |
| ⑭ 過去に施工した公共工事名、発注者名及び工事概要(代表的な工事及び同種工事について、今回入札工事との規模の比較をした表を添付すること(各1件ずつで可。)) |
| ⑮ 財務状況(直近2期分の決算報告書の写し等) |
| ⑯ 過去5年間の建設業法違反の有無、賃金不払いの状況及び下請代金の支払い遅延状況 |
| ⑰ 応札に当たっての考え方(施工可能な理由) |
| ⑱ 会社概要 |

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金については、免除します。
イ 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の契約保証金を仮契約締結と同時に納付するものとします。ただし、神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。)若しくは

保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札
- イ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者のうち、2の(5)に定めるところにより入札に参加することができないものが行った入札
- ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- エ その他入札説明書に示す入札

(4) 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定に基づき、神奈川県議会の議決を要します。

なお、落札後、議会の議決までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 前払金

保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により各年度出来高予定額の100分の40以内の前金払を行います。ただし、各年度3億円を限度とします。

(7) 中間前払金

保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により各年度出来高予定額の100分の20以内の中間前金払を行います。ただし、各年度2億円を限度とします。

(8) 契約金の支払方法

- ア 別に定める各年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて支払います。
- イ 部分払いの回数は、各年度3回以内とします。

(9) 詳細は、入札説明書によります。

(10) この入札についての問い合わせ先

3の(1)と同じ

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction of a grade separation at Toda Intersection on National Route 129
- (2) Time limit of tender by hand : 10 : 00, July 20, 2012
- (3) Time limit of tender by post : July 18, 2012 Must be sent to the below address by registered mail.
- (4) Contact point for the notice : Bidding System Group, Accounting Division, General Affairs Department, Prefectural Land and Development Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-

8588 Japan, Tel (045) 210-6094

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成24年 5月29日

神奈川県企業庁

寒川浄水場長 今 井 延 幸

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

(1)次亜塩素酸ナトリウム 1,300 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁寒川浄水場 高座郡寒川町宮山4, 271番地 (3)平成24年 3月21日 (4)水研化学工業株式会社 大和市深見西 4-8 の24 (5)47,670円 (6)一般競争入札 (7)平成24年 2月 7日

2

(1)ポリ塩化アルミニウム 2,400 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁寒川浄水場 高座郡寒川町宮山4, 271番地 (3)平成24年 3月21日 (4)日本軽金属株式会社横浜営業所 横浜市中区海岸通 3-9 横浜ビル303号室 (5)19,635円 (6)一般競争入札 (7)平成24年 2月 7日

次のとおり落札者等について公告します。

平成24年 5月29日

神奈川県企業庁

谷ヶ原浄水場長 高 橋 憲 昭

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

(1)ポリ塩化アルミニウム 982 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 相模原市緑区谷ヶ原 2丁目 6番 1号 (3)平成24年 3月21日 (4)日東化学産業株式会社 藤沢市宮前678 (5)19,740円 (6)一般競争入札 (7)平成24年 2月 7日

2

(1)次亜塩素酸ナトリウム 442 t (単価契約) (2)神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場 相模原市緑区谷ヶ原 2丁目 6番 1号 (3)平成24年 4月 2日 (4)日進商事株式会社 横浜市金沢区富岡東 2丁目 1番16号 (5)47,040円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1項